

# 綾瀬市立学校施設の特別教室棟施設開放に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成26年綾瀬市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、綾瀬市立学校施設の開放に関する条例（平成26年綾瀬市条例第21号。以下「条例」という。）第2条に規定する開放施設のうち、特別教室棟施設の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (特別教室棟施設)

第2条 特別教室棟施設は、別表のとおりとする。

## (開放日の通知)

第3条 規則第4条第2項に規定する教育委員会が指定する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 7月1日から9月30日までの期間 3月25日
- (2) 10月1日から12月31日までの期間 6月25日
- (3) 1月1日から3月31日までの期間 9月25日
- (4) 4月1日から6月30日までの期間 12月25日

2 学校長は、前項に規定する日以降に学校教育上開放日を変更する必要が生じた場合は、速やかに生涯学習課長に通知するものとする。

## (団体登録の有効期限)

第4条 利用者登録の有効期間は、利用者登録をした日から2年以内であって市長が定める期間とする。

## (利用申請等)

第5条 登録団体の代表者は、特別教室棟施設を利用しようとするときは、規則第8条の規定に基づき、生涯学習課に利用の申請するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、規則第9条に基づき決定した内容を申請した者に通知しなければならない。この場合において、許可をする決定をする際には、当該許可に基づき算定した使用料と併せて通知するものとする。

## (使用料の納付期限)

第6条 使用料の納付期限は、特別教室棟施設を利用しようとする日の前日（納付期限の日が休日にあたる場合は、その直前の平日。）までとする。

(使用料の還付手続等)

第7条 規則第14条の使用料の還付申請は、利用を予定していた日の翌日から起算して14日以内（申請期限の日が休日にあたる場合は、その直前の平日。）に生涯学習課において行うものとする。

(利用日等の変更等)

第8条 特別教室棟施設の利用の許可を受けた登録団体（以下「利用団体」という。）は、利用日若しくは利用時間を変更又は利用を中止（以下「利用日等の変更等」という。）しようとするときは、利用日の前日から起算して7日前申請期限の日が休日にあたる場合は、その直前の平日。）までに教育委員会に申し出るものとする。

2 利用日等の変更等は、1利用日1回限りとする。

(鍵の貸与等)

第9条 利用団体は、特別教室棟施設の利用に当たり、利用開始前に生涯学習課で鍵の貸与を受けるものとする。

2 利用団体は、利用が終了したときは利用日当日に鍵を返却しなければならない。

3 鍵の貸与を受けた利用団体は、鍵を適正に管理するものとし、紛失した場合は利用団体の責任において鍵の交換等に係る費用の全額を負担するとともに、その他一切の責任を負うものとする。

(利用団体の遵守事項)

第10条 利用団体は、条例及び規則の規定を遵守するため、利用時間中、代表者又は管理指導員が立ち会い、管理し、監督しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、特別教室棟施設の開放に係る運用について、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定による利用許可の申請その他必要な準備行為は、この要綱の施行の日前に行うことができる。

(綾瀬市立小学校及び中学校の教室棟の開放に関する要綱の廃止)

3 綾瀬市立小学校及び中学校の教室棟の開放に関する要綱（平成5年3月1日施行

) は、廃止する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年1月30日から施行する。

(別表)

| 学校名                  | 施設       | 面積                | 収容人員 | 設備       |
|----------------------|----------|-------------------|------|----------|
| 早園小学校<br>Tel 78-8525 | 家庭科室     | 120m <sup>2</sup> | 40人  | 調理台（作業台） |
|                      | 図工室      | 120m <sup>2</sup> | 40人  | 糸ノコ機械    |
|                      | 音楽室      | 120m <sup>2</sup> | 40人  | ピアノ、オルガン |
| 綾瀬中学校<br>Tel 78-0024 | コンピューター室 | 130m <sup>2</sup> | 40人  | パソコン     |
|                      | 調理室      | 130m <sup>2</sup> | 40人  | 試食台、オーブン |
|                      | 音楽室      | 130m <sup>2</sup> | 40人  | ピアノ、ステレオ |
| 城山中学校<br>Tel 77-6134 | 被服室      | 130m <sup>2</sup> | 40人  | ミシン      |
|                      | コンピューター室 | 100m <sup>2</sup> | 40人  | パソコン     |
|                      | 音楽室      | 100m <sup>2</sup> | 40人  | ピアノ、ステレオ |
|                      | 多目的ホール   | 170m <sup>2</sup> | 80人  | イス、テーブル  |